

議案第14号

さぬき市企業版ふるさと納税基金条例について

さぬき市企業版ふるさと納税基金条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として市が実施する事業の経費に充てるため、さぬき市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために必要な場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

さぬき市私債権管理条例について

さぬき市私債権管理条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市私債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、私債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「私債権」とは、市の債権（金銭の給付を目的とする市の権利をいう。）のうち、時効による消滅について時効の援用を要するものをいう。

(法令等との関係)

第3条 私債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長は、市の各機関が所管する事務に係る私債権の状況を的確に把握するとともに、私債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

2 市長及び病院事業管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条から第171条の7までに定めるところによるほか、法令並びに市の条例及び規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）の定めるところにより私債権の適正な管理に努めなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長及び病院事業管理者は、私債権を適正に管理するため、私債権の名称、金額、徴収の履歴その他の規則で定める事項を記録するための台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を整備するものとする。

(私債権等の放棄)

第6条 市長及び病院事業管理者は、私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権の全部又は一部及びそれらの履行の遅滞に伴い既に発生した損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。ただし、当該私債権について保証人その他弁済の責任を負うべき他の者が明らかであり、それらの者が次の各号のいずれにも該当しないとき（この場合においては、これらの号中「債務者」とあるのは、「保証人等」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

(1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の

適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。)にあるとき。ただし、当該債務者の資力の回復が困難で、私債権について履行される見込みがないと認められる場合に限る。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が私債権についてその責任を免れたとき。

(3) 消滅時効に係る時効期間が満了しているにもかかわらず、債務者が時効の援用をしないとき。ただし、債務者が時効期間満了後に私債権についてその一部を履行した場合又は債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。

(4) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、私債権について履行される見込みがないと認められるとき。

(報告)

第7条 前条の規定により市長又は病院事業管理者が私債権を放棄した場合は、市長は、これを議会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合においては、病院事業管理者は、前条の規定により私債権を放棄した旨を市長に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、施行日前に発生した私債権についても適用する。

議案第16号

さぬき市個人情報保護条例の一部改正について

さぬき市個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市個人情報保護条例の一部を改正する条例

さぬき市個人情報保護条例（平成17年さぬき市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第5項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 17 号

さぬき市防災行政無線施設条例の一部改正について

さぬき市防災行政無線施設条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例

さぬき市防災行政無線施設条例（平成22年さぬき市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号の表中

統制局	さぬき市志度5385番地8 さぬき市役所内
-----	-----------------------

を

統制局	さぬき市寒川町石田東甲931番地5 さぬき市寒川庁舎内
遠隔制御装置	さぬき市志度5385番地8 さぬき市役所内

に改め、同表に次のように加える。

簡易中継局	さぬき市多和榎川235番地1
-------	----------------

第6条中「さぬき市全域」の次に「（移動系無線による通信区域については、その周辺を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和4年3月25日から施行する。

議案第18号

さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員の育児休業等に関する条例（平成14年さぬき市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第2条の3第2号中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による産前の休業措置又は同条第2項の規定による産後の就業禁止措置として与えられる」を「任命権者の定める産前及び産後の」に改める。

第17条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の3条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 育児休業に関する相談体制の整備

(2) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第19号

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9
6条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表投票管理者の項及び投票立会人の項中「1回」を「日額」に改め、同表学校評議員の項中「学校評議員」を「学校運営協議会の委員」に改め、同表構造改善センター運営委員会の委員の項を削り、同表備考に次の1項を加える。

- 3 投票管理者、期日前投票管理者、投票立会人及び期日前投票立会人の報酬の額については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書（同法第48条の2第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により投票所若しくは期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、若しくは閉じる時刻を繰り上げたことによりこれらの者の職務時間及び立会時間を短縮する場合又はこれらの者がその職務時間若しくは立会時間内に交替する場合は、この表に掲げる額をそれぞれ従事した時間で按分した額（100円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表学校評議員の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第20号

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部改正について

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さぬき市放課後児童クラブ条例（平成14年さぬき市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第4条中「小学校1年生から小学校4年生までに就学しており養育に欠ける児童」を「さぬき市立小学校に就学している児童で養育に欠けるもの」に改め、「要する」の次に「と市長が特に認める」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第4条の規定によりさぬき市放課後児童クラブの入会の対象となる者に係る令和5年度の入会に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 21 号

さぬき市健康保養施設条例の一部改正について

さぬき市健康保養施設条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市健康保養施設条例の一部を改正する条例

さぬき市健康保養施設条例（平成14年さぬき市条例第174号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき」を「住民の健康管理と福祉の向上を図るとともに観光の振興に資するため」に改める。

第3条中「、住民の健康管理と福祉の向上を図るとともに観光の振興に資するため」を削る。

第4条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

第6条中「5年間」を「5年を超えない期間」に改める。

第8条を削る。

第7条第2項中「定める額」を「定める上限額」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（利用許可等）

第7条 クアタラソさぬき津田を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、利用者のうちクアタラソさぬき津田を継続して利用する者として指定管理者の登録を受けたもの（別表において「会員登録利用者」という。）は、その利用の都度、当該許可を受けるものとする。

2 指定管理者は、クアタラソさぬき津田の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付することができる。

3 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はクアタラソさぬき津田の管理上特に必要があると認めるときは、第1項の許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設を破損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。

4 前項の規定による措置により利用者が受けた損害については、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

第9条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（損害賠償等）

第9条 クアタラソさぬき津田の施設、設備、備品等を故意又は過失により損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

利用者の区分	利用料金の上限額	
		円
一般利用者	1人につき1回	2,000
会員登録利用者	1人につき月額	9,000

備考

- 1 会員登録利用者が法人である場合のこの表の適用については、この表中「1人につき月額」とあるのは、「1口（月30回までの利用）につき月額」と読み替えるものとする。
- 2 会員登録利用者については、月額の利用料金に加えて、1回の利用ごとの利用料金を定め、徴収することができるものとし、その上限額は、1人につき1回500円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第8条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 22 号

さぬき市営住宅条例の一部改正について

さぬき市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市営住宅条例の一部を改正する条例

さぬき市営住宅条例（平成14年さぬき市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「有線テレビ」を「コミュニティ放送」に改める。

第6条第1項第2号中「同じ。）」の次に「その他事実上親族と同様の事情にある者として規則で定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第23号

さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例
の一部改正について

さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部を別紙
のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条
第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例（平成14年さぬき市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第2条中「620人」を「600人」に改める。

第3条第1号中「又は」を「、又は」に改める。

第5条第1項第2号中「耐えない」を「堪えない」に改める。

第8条本文中「召集」を「招集」に改め、同条ただし書中「召集」を「招集」に、「水害、火災その他の災害」を「水火災又は地震等の災害（以下単に「災害」という。）」に改める。

第12条及び第13条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2 団員には、別表第1に定めるところにより年額報酬を支給する。

3 前項の規定にかかわらず、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、年額報酬の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 年度の途中において団員に任用され、又はその職を離れた場合 当該任用又は離職の月を含む期間について、別表第1に定める額を基礎として月割りにより計算した額（その額に1円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額。次号において同じ。）

(2) 年度の途中において年額報酬の異なる階級に異動した場合 当該異動の月以後別表第1に定める異動後の階級に係る額が適用されるものとして月割りにより計算した額

4 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合は、別表第2に定めるところにより出勤報酬を支給する。

5 団員の報酬は、規則で定めるところにより、一の年度において規則で定める期間ごとに、年額報酬については分割して、出勤報酬についてはそれぞれの期間中に職務に従事した実績に応じて支給するものとする。

（費用弁償）

第13条 団員が公務のため旅行した場合は、さぬき市職員等の旅費に関する条例（平成14年さぬき市条例第48号）に定める職員の旅費の額に相当する額を費用弁償として支給することができる。この場合において、当該費用弁償の支給方法は、同条例に定める職員の旅費の支給方法又は出勤報酬の支給方法の例による。

2 前項前段に規定する場合のほか、団員が災害、警戒、訓練等の職務を行うために費用を要したときは、その費用の額に相当する額を費用弁償として支給するこ

とができる。この場合において、当該費用弁償の支給方法は、出勤報酬の支給方法の例による。

第14条第1項中「障害になった」を「若しくは障害の状態となった」に改める。別表第1団長の項の前に次のように加える。

階級	支給額（年額）
----	---------

別表第1中「31,000」を「36,500」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

出勤報酬

（単位：円）

区分	支給額（日額）
災害出勤の場合	8,000
人命救助等出勤の場合	8,000
警戒訓練出勤の場合	4,000
講習等出席の場合	4,000
長期操法訓練出勤の場合	2,500
機械器具点検出勤の場合	2,500

備考

- この表において、「人命救助等出勤」とは災害時以外における人命救助又は行方不明者の捜索のための出勤を、「警戒訓練出勤」とは通常訓練、年末若しくは行事開催時等の警戒又は協力組織への指導育成等のための出勤を、「機械器具点検出勤」とは機械器具の点検、更新又は設置のための出勤をいう。
- 災害出勤、人命救助等出勤又は講習等出席により職務に従事する時間が4時間（講習等出席の場合にあっては、2時間）に満たないときは、これらに係る出勤報酬の額は、この表に掲げる額の半額とする。
- 災害出勤又は人命救助等出勤により午前0時を超えて職務に従事する場合で出勤から引き続きその職務に従事する時間が8時間未満のときは、この表及び備考2の規定は、この表中「日額」とあるのは、「1回」と読み替えて適用する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 消防団員の令和3年度分の報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例

による。

議案第24号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

総合整備計画書（第3次変更）

香川県 さぬき市 多和辺地

（辺地の人口 417人 面積 13.86k m²）

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 さぬき市多和
- (2) 地域の中心の位置 さぬき市多和兼割93番地1
- (3) 辺地度点数 182点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

阿讃の県境に位置する山間へき地であり、市の中心部から離れているため、公共的施設の整備が遅れており、これらを総合的に整備することにより地域間格差を是正し、地域の生活環境の向上及び住民の福祉の増進を図る。

林道については、法面が急峻であり、崩落により通行に支障をきたす恐れがあるため、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

市道については、法面及び道路に亀裂やズレが生じていることから、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

橋梁については、鋼部材において広範囲の腐食がみられることから、損傷度を改善し、長寿命化を図るため事業を実施する。

消防施設については、消防屯所の老朽化が進んでいることから、多和地区の防災力を維持するために新たな消防屯所の建設事業を実施する。

農道については、降雨時において路面が軟弱になり農業機械の通行に支障をきたしていることから、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

地域活性化施設については、観光及び産業の振興、地域の活性化並びに定住の促進に向け、旧学校施設を移住体験や地域交流の拠点とするための施設整備事業の実施、地域活性化複合施設の改修事業や機能を向上させるための施設設備整備事業を実施する。

3 公共的施設の整備計画

平成31年度から令和4年度まで 4年間

（単位 千円）

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道矢筈太郎兵衛 線改良事業	さぬき市	92,000	65,100	26,900	26,900
市道助光支線外3 線道路改良事業	さぬき市	34,300	0	34,300	34,300
橋梁長寿命化修繕 事業	さぬき市	31,000	16,900	14,100	14,100
消防施設整備事業	さぬき市	59,600	0	59,600	59,600

土地改良事業	さぬき市	1,900	0	1,900	1,900
地域活性化施設整備事業	さぬき市	15,700	4,000	11,700	11,700
合 計		234,500	86,000	148,500	148,500

当初計画策定 平成 31 年 3 月 18 日

変更計画策定 令和 2 年 3 月 26 日

変更計画策定 令和 3 年 3 月 22 日

変更計画策定 令和 4 年 3 月 日

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

さぬき市長 大山 茂 樹

記

- 1 処分する財産の表示
土地の表示 さぬき市造田是弘字西下所109番1
処分子定面積 7,772㎡
- 2 処分の相手方
所在地 香川県高松市春日町1520番地1
名 称 錦工業 株式会社
代表取締役 三村 勇雄
- 3 処分子定金額
一金93,264,000円
- 4 処分の理由
企業誘致用地と位置付けている下所運動場整備事業用地の一部を錦工業株式会社に売却するため